



水戸市告示第 233 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，水戸・勝田都市計画道路を変更したので，同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により，次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 6 月 25 日

水戸市長 高橋 靖

記

1 都市計画の種類

- 道路（3・5・105号 東前西線）
- 道路（3・5・160号 東前北線）
- 道路（3・4・177号 美都里橋線）

2 都市計画を変更する土地の区域

3・5・105号東前西線

削除する部分

水戸市 栗崎町，大場町の各一部

3・5・160号東前北線

削除する部分

水戸市 大串町の一部

3・4・177号美都里橋線

削除する部分

水戸市 桜川1丁目，中央1丁目，中央2丁目の各一部

3 縦覧場所

水戸市都市計画部都市計画課

水戸・勝田都市計画道路の変更

(水戸市決定)

3・5・105号東前西線

3・5・160号東前北線

3・4・177号美都里橋線

令和3年度
水戸市

水戸・勝田都市計画道路の変更（水戸市決定）

- 1 都市計画道路中 3・5・105 号東前大場線を 3・5・105 号東前西線に、3・5・160 号東前滝下線を 3・5・160 号東前北線に名称を改め、3・5・105 号東前西線ほか 1 路線を次のように変更する。
- 2 都市計画道路中 3・4・177 号美都里橋線を廃止する。


種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・105	東前西線	水戸市東前町	水戸市東前町	水戸市東前町	約 830m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・5・160	東前北線	水戸市東前町	水戸市東前1丁目	水戸市東前1丁目	約 1,100m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

水戸市における社会経済情勢の変化を踏まえて実施した長期未着手道路の見直し結果に基づき、道路ネットワークを再編するため、本案のとおり変更するものである。

水戸都市計画図



凡例
— 今回決定(変更)分
— 変更前
— 既決定

水戸都市計画図(市街地) 凡例
1. 市街地
2. 市街地外
3. 市街地内
4. 市街地外
5. 市街地内
6. 市街地外
7. 市街地内
8. 市街地外
9. 市街地内
10. 市街地外
11. 市街地内
12. 市街地外
13. 市街地内
14. 市街地外
15. 市街地内
16. 市街地外
17. 市街地内
18. 市街地外
19. 市街地内
20. 市街地外
21. 市街地内
22. 市街地外
23. 市街地内
24. 市街地外
25. 市街地内
26. 市街地外
27. 市街地内
28. 市街地外
29. 市街地内
30. 市街地外
31. 市街地内
32. 市街地外
33. 市街地内
34. 市街地外
35. 市街地内
36. 市街地外
37. 市街地内
38. 市街地外
39. 市街地内
40. 市街地外
41. 市街地内
42. 市街地外
43. 市街地内
44. 市街地外
45. 市街地内
46. 市街地外
47. 市街地内
48. 市街地外
49. 市街地内
50. 市街地外
51. 市街地内
52. 市街地外
53. 市街地内
54. 市街地外
55. 市街地内
56. 市街地外
57. 市街地内
58. 市街地外
59. 市街地内
60. 市街地外
61. 市街地内
62. 市街地外
63. 市街地内
64. 市街地外
65. 市街地内
66. 市街地外
67. 市街地内
68. 市街地外
69. 市街地内
70. 市街地外
71. 市街地内
72. 市街地外
73. 市街地内
74. 市街地外
75. 市街地内
76. 市街地外
77. 市街地内
78. 市街地外
79. 市街地内
80. 市街地外
81. 市街地内
82. 市街地外
83. 市街地内
84. 市街地外
85. 市街地内
86. 市街地外
87. 市街地内
88. 市街地外
89. 市街地内
90. 市街地外
91. 市街地内
92. 市街地外
93. 市街地内
94. 市街地外
95. 市街地内
96. 市街地外
97. 市街地内
98. 市街地外
99. 市街地内
100. 市街地外

種別	面積(㎡)	割合(%)
第一種低層住宅専用地域	1,234,567	12.3
第一種中高層住宅専用地域	2,345,678	23.4
第一種住居地域	3,456,789	34.5
第二種住居地域	4,567,890	45.6
準住居地域	5,678,901	56.7
近隣商業地域	6,789,012	67.8
商業地域	7,890,123	78.9
工業地域	8,901,234	89.0
緑地	9,012,345	90.1
特別緑地保全地区	10,123,456	101.2
市街地保全地区	11,234,567	112.3
合計	100,000,000	100.0

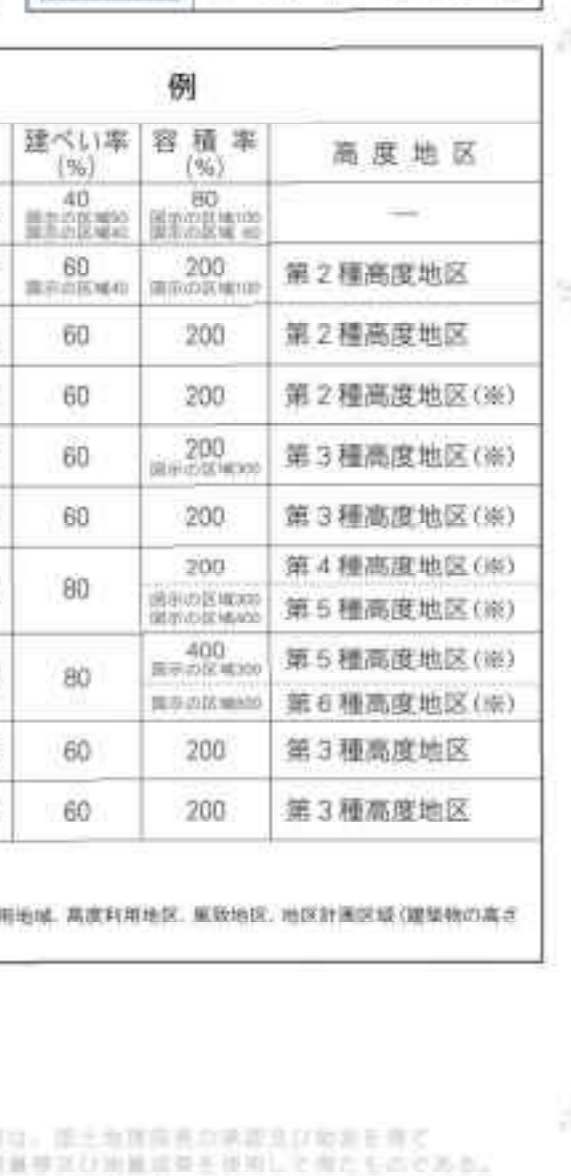
種別	面積(㎡)	割合(%)
第一種住居地域	1,234,567	12.3
第二種住居地域	2,345,678	23.4
準住居地域	3,456,789	34.5
近隣商業地域	4,567,890	45.6
商業地域	5,678,901	56.7
工業地域	6,789,012	67.8
緑地	7,890,123	78.9
特別緑地保全地区	8,901,234	89.0
市街地保全地区	9,012,345	90.1
合計	100,000,000	100.0

種別	面積(㎡)	割合(%)
第一種住居地域	1,234,567	12.3
第二種住居地域	2,345,678	23.4
準住居地域	3,456,789	34.5
近隣商業地域	4,567,890	45.6
商業地域	5,678,901	56.7
工業地域	6,789,012	67.8
緑地	7,890,123	78.9
特別緑地保全地区	8,901,234	89.0
市街地保全地区	9,012,345	90.1
合計	100,000,000	100.0

用途地域	容積率	高度地区
第一種低層住宅専用地域	50	第1種高度地区
第一種中高層住宅専用地域	60	第2種高度地区
第一種住居地域	60	第2種高度地区(Ⅱ)
第二種住居地域	60	第3種高度地区(Ⅱ)
準住居地域	60	第3種高度地区(Ⅱ)
近隣商業地域	80	第4種高度地区(Ⅱ)
商業地域	80	第5種高度地区(Ⅱ)
工業地域	60	第3種高度地区

種別	面積(㎡)	割合(%)
第一種住居地域	1,234,567	12.3
第二種住居地域	2,345,678	23.4
準住居地域	3,456,789	34.5
近隣商業地域	4,567,890	45.6
商業地域	5,678,901	56.7
工業地域	6,789,012	67.8
緑地	7,890,123	78.9
特別緑地保全地区	8,901,234	89.0
市街地保全地区	9,012,345	90.1
合計	100,000,000	100.0

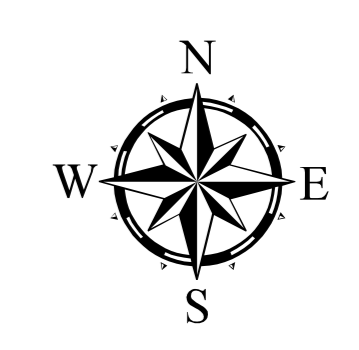
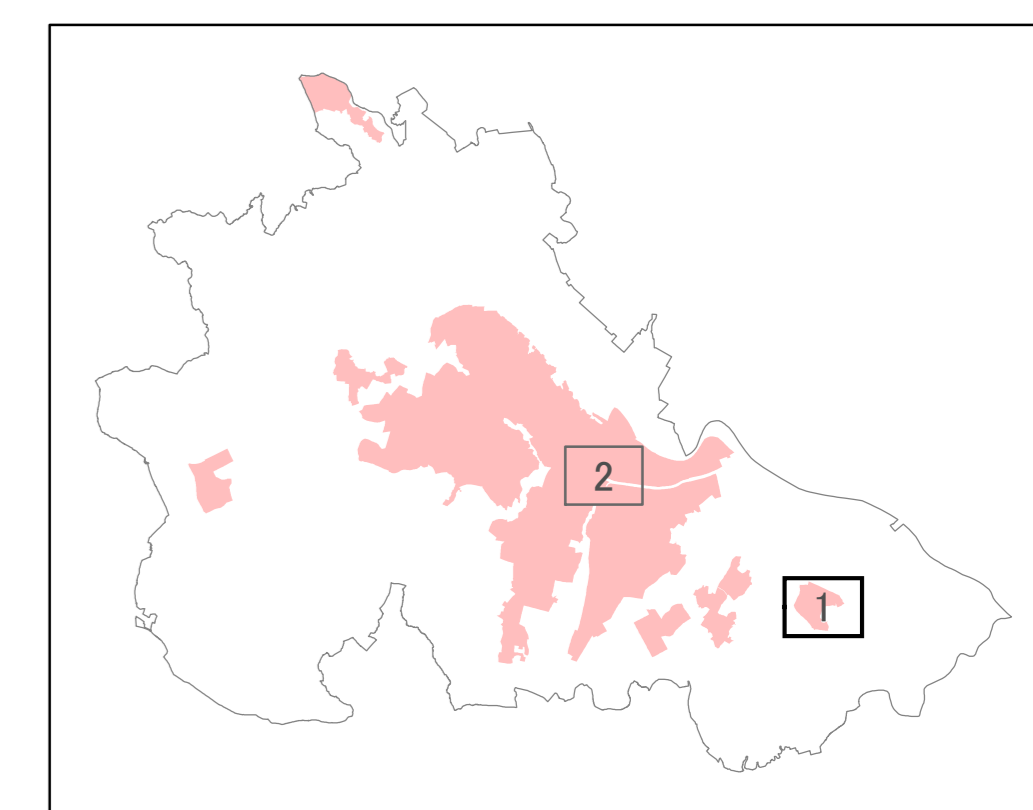
種別	面積(㎡)	割合(%)
第一種住居地域	1,234,567	12.3
第二種住居地域	2,345,678	23.4
準住居地域	3,456,789	34.5
近隣商業地域	4,567,890	45.6
商業地域	5,678,901	56.7
工業地域	6,789,012	67.8
緑地	7,890,123	78.9
特別緑地保全地区	8,901,234	89.0
市街地保全地区	9,012,345	90.1
合計	100,000,000	100.0



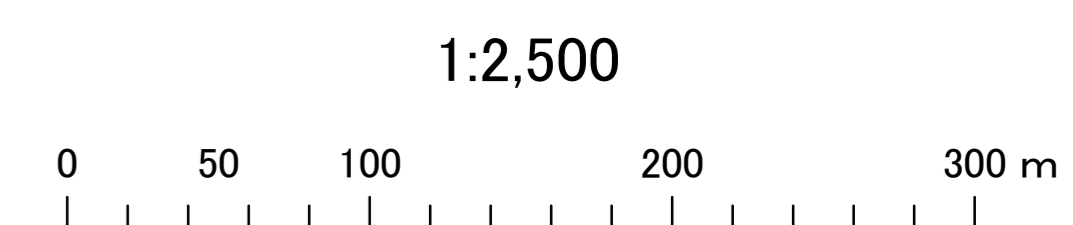
水戸都市計画図

水戸・勝田都市計画 道路の変更 計画図 1

(3・5・105 東前大場線) (3・5・160 東前滝下線)

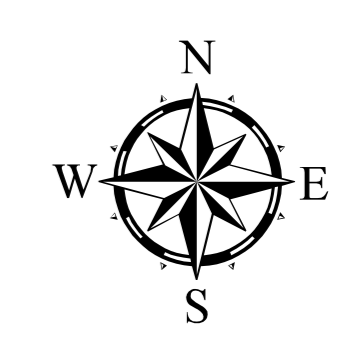
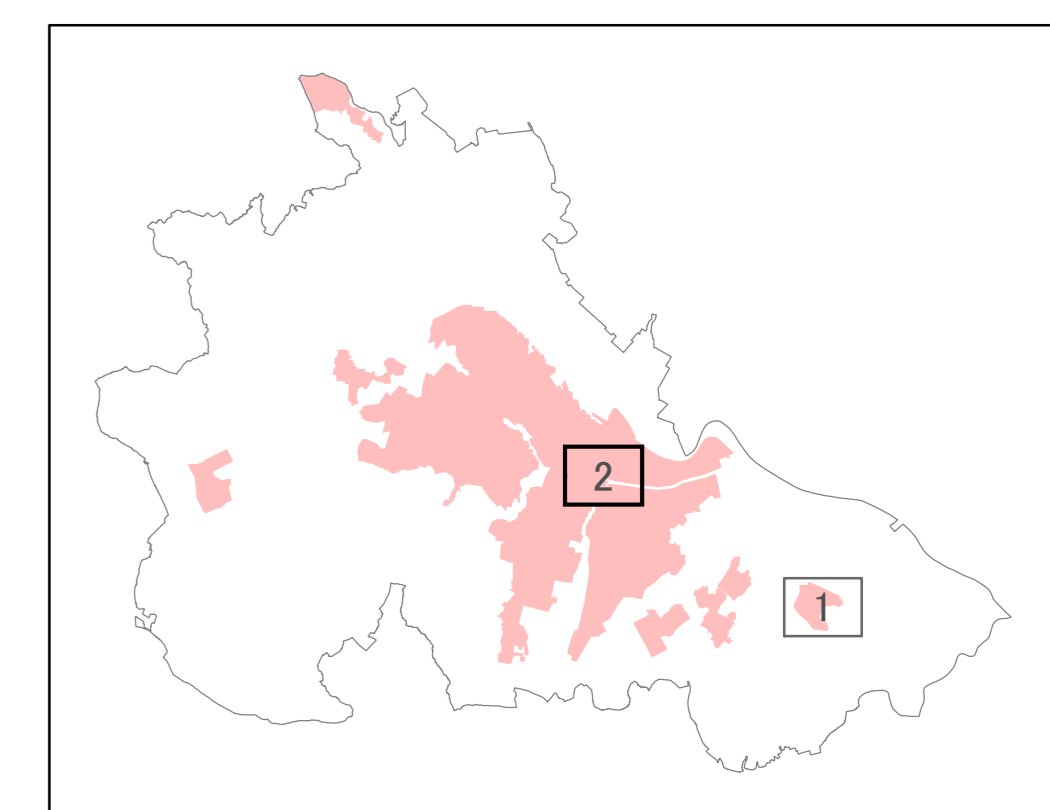
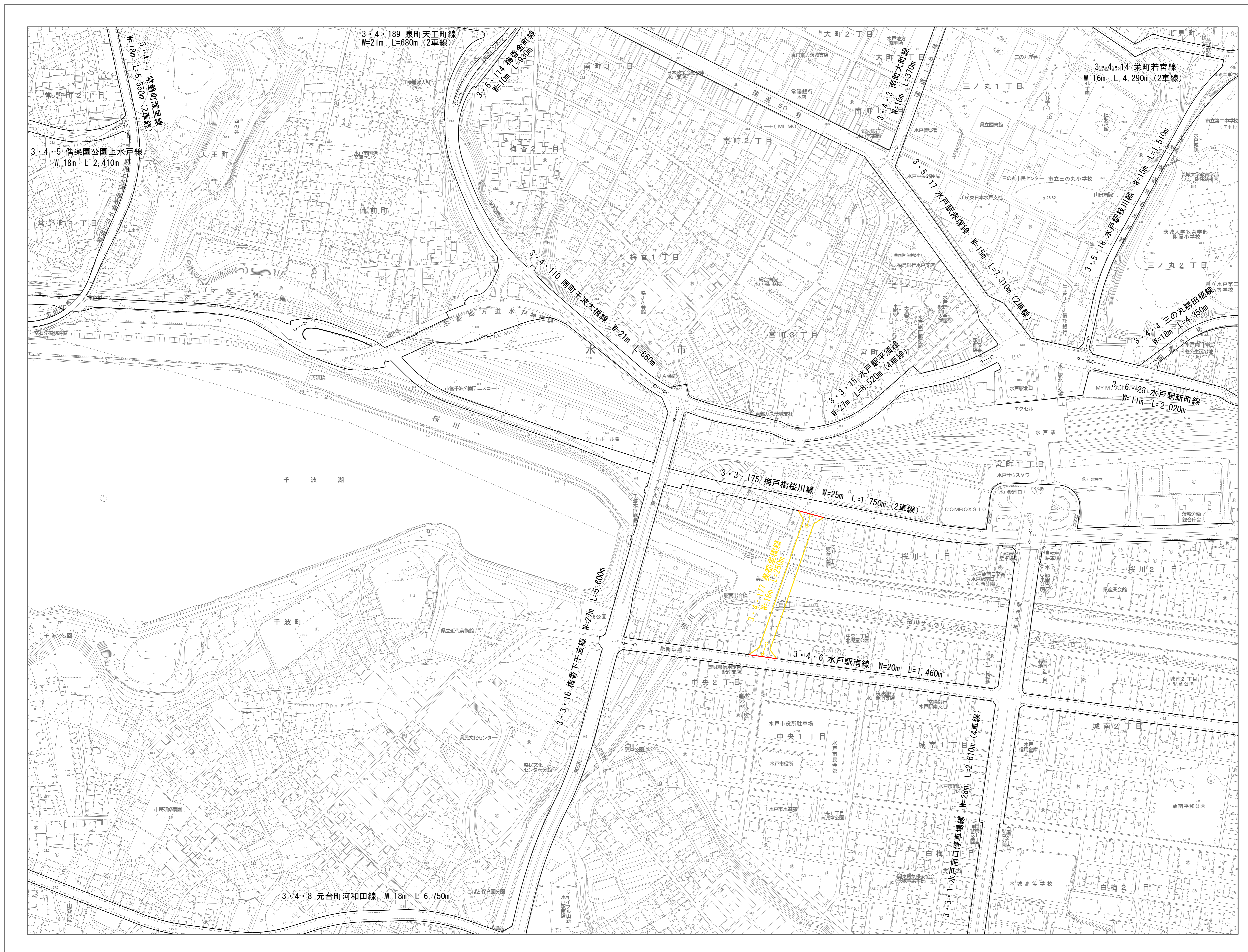


- 凡例**
- 今回決定(変更)分
 - 変更前
 - 既決定



水戸・勝田都市計画 道路の変更 計画図 2

(3・4・177 美都里橋線)



- 凡例**
- 今回決定(変更)分
 - 変更前
 - 既決定

